
令和7年 第3回(定例)由布市議会会議録(第6日)

令和7年9月24日(水曜日)

議事日程(第6号)

令和7年9月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 認定第1号 令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第6 議案第76号 財産の取得について
- 日程第7 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第78号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の廃止について
- 日程第9 議案第79号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第80号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第81号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第82号 由布市営火葬場条例の一部改正について
- 日程第13 議案第83号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第14 議案第84号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第15 議案第85号 令和7年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第86号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第87号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第88号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第89号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第90号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)

- 日程第21 議案第91号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 発議第6号 由布市議会基本条例の一部改正について
- 追加日程
- 日程第1 発議第7号 森林法及び大分県地域計画に基づき違法伐採（無届伐採）および伐採後の森林土砂流出防止に関する意見書
- 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 認定第1号 令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第6 議案第76号 財産の取得について
- 日程第7 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第78号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の廃止について
- 日程第9 議案第79号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第80号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第81号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第82号 由布市営火葬場条例の一部改正について
- 日程第13 議案第83号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第14 議案第84号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第15 議案第85号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第86号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第87号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第88号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第89号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第90号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第91号 工事請負契約の締結について

日程第22 発議第6号 由布市議会基本条例の一部改正について

追加日程

日程第1 発議第7号 森林法及び大分県地域計画に基づき違法伐採（無届伐採）および伐採後の森林土砂流出防止に関する意見書

日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（17名）

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 高田 龍也君	4番 坂本 光広君
5番 吉村 益則君	6番 田中 廣幸君
7番 加藤 裕三君	8番 平松恵美男君
9番 太田洋一郎君	10番 加藤 幸雄君
12番 長谷川建策君	13番 佐藤 郁夫君
14番 渕野けさ子君	15番 佐藤 人已君
16番 田中真理子君	17番 佐藤 孝昭君
18番 甲斐 裕一君	

欠席議員（1名）

11番 鷺野 弘一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君 副市長 …………… 小石 英毅君
教育長 …………… 橋本 洋一君

総務課長	……………	古長 誠之君	財政課長	……………	大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長	……………				米津 康広君
会計管理者	……………	平野浩一郎君	建設課長	……………	衛藤 武君
商工観光課長	……………	大塚 守君			
福祉事務所長兼福祉課長	……………				後藤 昌代君
挾間振興局長兼地域振興課長	……………				井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長	……………				佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………				一野 英実君
教育次長兼教育総務課長	……………				安部 正徳君
消防長	……………	大嶋 陽一君			

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は17名です。鷲野弘一議員より欠席届が出ています。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、諸報告を行います。

各特別委員会委員長報告については、タブレットに掲載しておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

継続審査となっていました陳情1件並びに本定例会において付託いたしました請願2件及び陳情2件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会委員長、太田洋一郎でございます。それでは、陳情審査の報告をさせていただきます。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和7年9月17日水曜日、審査及びまとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者、委員長、太田洋一郎、副委員長、坂本光広、委員、甲斐裕一、委員、鷲野弘一、委員、平松恵美男、委員、加藤裕三。

書記、議会事務局です。

受理番号3、受理年月日、令和7年6月2日。件名、過疎地に合った運行方法と経費で、高齢者・生徒が必要とする時に必要な所を走るように見直してほしい（陳情）～「ハブ&スポーク」と「ユータク」の提案～。

委員会の意見。

本陳情は、過疎地域における高齢者や児童生徒の移動手段の確保を目的に、ハブ&スポーク方式や予約制乗合タクシー「ユータク」の導入、運行経費の見直しなど、新たな交通方式の導入を求めるもの。

過去にも同様の陳情が複数提出されており、当委員会では継続的に審査を行ってきた経緯がある。令和7年第2回定例会においては陳情者から意見聴取を実施し、市が計画する庄内地域での公共交通実証実験の進捗を見守る必要があるとの判断から、継続審査としていた。

9月17日の委員会では、今後の取組として、10月から実証実験の本格導入に向けた取組を開始しようとしている段階であり、本対象地域への説明も行われたことを改めて確認いたしました。

以上の経緯及び現状を踏まえ、本陳情は、地域公共交通の課題解決に資する有意義な提案を含むものの、実証実験の結果を見極めた上で、第3次総合計画の内容を見定めて対応を検討すべきであるとの意見が出された。

慎重審査の結果、継続審査と決定した。

審査結果、継続審査。

受理番号4、受理年月日、令和7年8月25日。件名、湯布院駐屯地への長射程ミサイル配備反対決議及び住民説明会要望決議の採択に関する陳情書。

委員会の意見。

本陳情は、陸上自衛隊湯布院駐屯地への長射程ミサイル配備に反対する決議の採択と、配備に関する住民説明会の開催を政府・防衛省に求める決議の採択を由布市議会に対して要望するものである。

陳情者は、ミサイル配備が地域の安全や観光業に与える影響、また、憲法の理念及び市の非核・平和都市宣言との整合性について強い懸念を示している。

本件に関連しては、令和6年2月にも住民説明会の開催を防衛省に求める内容の陳情が提出されており、それを受けて市は、同年5月30日付で防衛省に対して説明会開催を要望している。

しかしながら、防衛省からは、現時点で開催の予定はないとの回答がなされている。

今回の陳情では、前回の説明会開催の要望に加え、配備そのものへの反対決議を求めており、より踏み込んだ内容となっている。

委員会審査においては、陳情者からの趣旨説明を受け、地域住民の不安や情報公開の必要性、観光業や市民生活への影響、市民に対する説明責任、そして地方議会の果たすべき役割などについて、委員間で様々な意見が交わされた。

一方で、防衛省からは、湯布院駐屯地への長射程ミサイル配備に関する正式な説明や具体的な方針、計画の有無についても情報提供がない状況であり、判断材料としては不十分であるとの認識が委員間で共有された。

以上を踏まえ、委員会としては、引き続き市を通じて防衛省に対し説明責任と情報開示を強く求めていくとともに、地域住民の不安を軽減し、冷静かつ的確な判断を行うための情報収集を継続していく必要があるとの意見が出された。

慎重審査の結果、継続審査と決定した。

審査結果、継続審査。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員会委員長の田中真理子です。陳情の審査結果報告をいたします。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和7年9月17日水曜日、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者、委員長、田中真理子、副委員長、志賀輝和、委員、佐藤郁夫、委員、加藤幸雄、委員、吉村益則、委員、首藤善友です。

書記は、議会事務局です。

それでは、審査結果、下記のとおり。

陳情。受理番号5、受理年月日、令和7年8月26日。件名、「子どもたちが、悔いなく部活を頑張れるよう拠点校の移動に部活バスを走らせてほしい！」に関する陳情書。

本陳情は、部活動拠点校方式が導入されたことで、子どもの部活動への参加に伴う拠点校まで

の送迎が心身ともに大きな負担となっており、公共交通機関の利用についても経済的事情等から現実的ではないため、送迎支援や公共交通利用時の補助制度を設け、子どもたちが経済的・地理的要因に左右されず平等に部活動に参加できる環境の整備を求めるものである。

部活動は学校教育の一環として行われる教育活動であり、子どもの健やかな成長に資する重要な役割を担うことから、陳情の趣旨は理解でき、参加機会の平等確保の観点からも意義あるものとする。

なお、国においては、学校負担の軽減と持続可能性の確保の観点から、令和8年度の本格実施を見据え、部活動の地域移行を推進している。由布市としても、拠点校への移動は各自の手配としつつ、国の方針に沿って、よりよい環境づくりに向けた様々な試行を重ねている段階にある。

委員からは、まずは部活動拠点校方式を利用する生徒の保護者を対象とした意識調査を実施し、実態とニーズを把握した上で、見切り発車とならないよう、持続可能な送迎支援の制度設計に速やかに取り組むことが必要であるとの意見が出された。

慎重審査した結果、賛成多数で趣旨採択すべきと決定しました。

なお、本委員会の審査結果のとおり議会の議決がなされた場合においては、地方自治法第125条及び由布市議会会議規則第145条の規定に基づき、執行部に対し本陳情の処理の経過及び結果を、令和7年第4回定例会において報告するよう請求するものとする。

審査結果、趣旨採択すべきと決定です。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中廣幸君） 皆様、おはようございます。産業建設常任委員長の田中廣幸です。請願審査の報告をいたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

記。

日時、令和7年9月17日水曜日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室です。

出席者、委員長、田中廣幸、副委員長、高田龍也、委員、佐藤孝昭、委員、佐藤人己、委員、湊野けさ子、委員、長谷川建策。

書記は、議会事務局です。

受理番号5、受理年月日、令和7年8月1日。件名、「有害鳥獣捕獲報奨金の増額」に関する請願書。

本請願は、現在有害鳥獣捕獲に支払われている報奨金の増額を請願するものである。

委員会では、紹介議員より請願趣旨の説明を受け、執行部から聞き取りを行った後に、有害鳥獣捕獲報奨金の増額について慎重に審査を行った。委員からは、十分に研究、調査する必要があるとの意見が出た。

慎重審査の結果、継続審査と決定した。

審査結果、継続審査と決定。

受理番号6、受理年月日、令和7年8月25日。件名、「森林法及び大分県地域計画に基づき違法伐採（無届伐採）および伐採後の森林土砂流出防止に関する意見書」に関する請願。

本請願は、森林法及び大分県地域計画に基づき、由布市内において行われている違法伐採（無届伐採）に対し厳格な調査と指導を行うとともに、伐採後に懸念される森林土砂の流出による災害を防ぐため、県知事に対して厳正な対応を求める意見書の提出を求めるものです。

委員会では、紹介議員より請願趣旨の説明を受け、執行部から聞き取りを行った後に、慎重に審査を行った。

慎重審査の結果、採択すべきと決定した。

審査結果、採択すべきと決定。

以上、報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、長谷川議員につきましては、本日、審議において、終日にわたり、起立に代えて挙手による意思表示を認めることといたします。

次に、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

陳情受理番号3、過疎地に合った運行方法と経費で、高齢者・生徒が必要とする時に必要な所を走るように見直してほしい～「ハブ&スポーク」と「ユータク」の提案～、陳情受理番号4、湯布院駐屯地への長射程ミサイル配備反対決議及び住民説明会要望決議の採択に関する陳情書及び請願受理番号5、「有害鳥獣捕獲報奨金の増額」に関する請願書は、継続審査となっております。

それでは、請願受理番号6、「森林法及び大分県地域計画に基づき違法伐採（無届伐採）および伐採後の森林土砂流出防止に関する意見書」に関する請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号6の請願は原案のとおり採択されました。

次に、受理番号5、「子どもたちが、悔いなく部活を頑張れるよう拠点校の移動に部活バスを走らせてほしい！」に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号5の陳情は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第3、認定第1号、令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてから日程第20、議案第90号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）までの18件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 総務常任委員長の太田洋一郎です。委員会審査の報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

日時、令和7年9月17日水曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者、委員長、太田洋一郎、副委員長、坂本光広、委員、甲斐裕一、委員、鷲野弘一、委員、平松恵美男、委員、加藤裕三。

担当課、総務課、防災危機管理課、総合政策課、財政課、税務課、市民課、挟間地域振興課、庄内地域振興課、湯布院地域振興課、消防本部です。

書記、議会事務局。

事件の番号、承認第6号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第3号）」。

経過及び理由。

本件は、令和7年度由布市一般会計予算において、歳入歳出それぞれ9,136万8,000円を追加し、予算総額を262億4,289万7,000円とする補正予算について、令和7年8月12日付で専決処分が行われたことに関し、議会の承認を求めるもの。

主な内容は、国の物価高騰対策の一環として実施される定額減税補足給付金について、給付見込額が確定したことから、速やかな給付を行うため、2款2項1目物価高騰緊急対応事業（定額減税）を増額するもの。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第77号、工事請負契約の締結について。

経過及び理由。

本議案は、由布市庄内地域若者定住住宅地造成工事について、令和7年8月8日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、株式会社小畑組が2億2,825万22円で落札し、令和7年8月18日付で仮契約を締結したことから、この契約を本契約とするため、議会の議決を求めるもの。

委員会では、若者の定住促進を目的とした本事業の趣旨に理解が示された。一方で、本事業に伴い予定されている宅地の無償譲渡については、過去の審査においても条件の明確化や譲渡後の適正な運用管理、公平性・透明性の確保、市民への丁寧な説明を求める意見が繰り返し出されてきた経緯がある。

本議案は、工事請負契約に関するものであるが、委員会としては、これらの観点について引き続き適切に対応されるよう、改めて意見を付します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第79号、由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、本市職員における部分休業等の取扱いについて所要の改正を行うもの。

委員会では、育児と仕事の両立を支援する制度として、職員への丁寧な周知を行うとともに、男女を問わず利用しやすい職場環境づくりを推進するよう求める意見が出された。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第80号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度をより利用しやすくするための職員の勤務環境整備を行うための所要の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第81号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民基本台帳法に基づく住登外者宛名番号による情報の管理に関する事務を追加するものである。これは、地方自治法第245条の4第1項に基づいて、番号利用法第9条第2項に規定する条例の整備について改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第84号、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、豊後大野市が設置する豊後大野市多機能型武道場を本市の住民の利用に供することについて、議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第85号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億3,296万4,000円を追加し、予算総額を263億7,586万1,000円とするもの。

歳入としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、普通交付税、繰越金の確定分、また事業に伴う国・県からの支出金等の特定財源が主なもの。

歳出については、2款1項9目、各地域まちづくり協議会を支援する地域まちづくり活動推進交付金の交付に加え、2款1項6目、由布市庄内町に工場を増設した株式会社AKシステムに対する企業等立地促進助成金を追加するもの。

委員会では、企業立地に伴う雇用創出の見込みや地域経済への波及効果について、より具体的な情報提供を受けながら、事業の透明性を確保し、効果的な推進を図るべきとの意見があった。

また、財政調整基金については、引き続き計画的かつ慎重な管理運用が求められるとの意見が出された。あわせて、補正予算全般においては、歳入歳出の内容を的確に把握し、適切な時期に適切な補正を行うことが重要であるとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） それでは、教育民生常任委員会委員長、田中真理子です。委員会の審査結果を報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和7年9月17日水曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者、委員長、田中真理子、副委員長、志賀輝和、委員、佐藤郁夫、委員、加藤幸雄、委員、吉村益則、委員、首藤善友、6名です。

担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査の結果、下記のとおり。

事件の番号、議案第76号、件名、財産の取得について。

経過及び理由。

本議案は、小中学校で使用するタブレット端末購入事業において、県の共同調達による由布市の3,100台分、1億9,198万3,000円の物品購入仮契約を本契約とするため、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第78号、件名、由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の廃止について。

経過及び理由。

本議案は、当該財産を無償で譲渡することで施設利用の制限を緩和し、自主的な活動や施設の有効的な活用を図ることによるものである。

担当課からは、対象の22自治区に対し、今後も建物の改修や修繕については、従来どおり由布市自治公民館等整備補助金交付規則の活用が可能であること、また、建物を無償譲渡することにより、自治区の実情に合わせた有効的な活用を図ることが可能になることなどの説明を行い、理解と同意をいただいた旨の説明を受けました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第83号、件名、由布市公民館条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、湯布院公民館ラックホールに新しいグランドピアノが設置されたことから、ピアノ及び音響反射板の使用料を定めるものである。

担当課からは、1時間当たりの使用料算定において、はさま未来館のピアノ使用料を500座席で割った1席単価3.3円に、ラックホールの264座席を乗じた870円とし、施設間で不公平が出ないような算定とした旨の説明を受けました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第85号、件名、令和7年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。

当委員会に係る歳入の主なものとして、16款2項5目の学校施設環境改善交付金3,683万9,000円の減額は、挾間中学校体育館大規模改造工事交付金の交付決定額が当初の見込みより減額になったことによるもの。

歳出の主なものとして、3款1項3目障がい者保護事業18節40万の増額は、在宅重度障がい者住宅改造助成事業補助金における申請件数の見込み増によるもの。

10款3項1目の中学校施設管理事業76万3,000円の増額は、庄内中学校の斜面の樹木により、東側の住民宅に午後から日が当たらなくなっているため、当該樹木の伐採工事によるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第86号、件名、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出予算それぞれに1億6,354万9,000円を追加し、予算の総額を39億7,703万1,000円とするもの。

主な内容として、歳入では繰越金を、歳出では前年度分事業費の確定に伴う交付金等の精算に係る経費をそれぞれ増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第87号、件名、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ7,773万7,000円を追加し、予算の総額を43億6,301万1,000円とするもの。

主な内容として、歳入では繰越金、国庫負担金、歳出では基金積立金、繰出金をそれぞれ増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第88号、件名、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ248万3,000円を追加し、予算の総額を6億7,994万7,000円とするものです。

主な内容として、歳入では繰越金を、歳出では予備費をそれぞれ増額するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定です。

以上で報告を終わります。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中廣幸君） 産業建設常任委員長の田中廣幸です。委員会に付託された議案について審査いたしました。委員会審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

日時、令和7年9月17日水曜日、議案審査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第3委員会室です。

出席者、委員長、田中廣幸、副委員長、高田龍也、委員、佐藤孝昭、委員、佐藤人己、委員、刈野けさ子、委員、長谷川建策。

担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

事件の番号、承認第6号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第3号）」。

経過及び理由。

本補正予算の当委員会における主な審査項目として、11款1項1目農業用施設災害復旧費942万8,000円の増額は、8月の豪雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業申請に必要な査定設計書作成のための測量設計業務委託費の増額。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費1,224万円の増額は、8月豪雨災害復旧査定に係る測量設計委託料の増額。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第82号、件名、由布市営火葬場条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、協定を結んでいる大分市の火葬場使用料の改定を受け、由布市営火葬場の安定的な運営を図ることを目的に火葬場使用料を改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第85号、件名、令和7年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。

本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳入において、22款5項2目雑入1,591万2,000円の増額は、残骨灰の売渡金。歳出において、7款1項3目観光振興事業

315万7,000円の増額は、由布院エリアのトイレ環境改善に向けたトイレの利用実態調査の委託料の増額。8款4項4目都市公園等管理事業28万円の増額は、湯布院中央児童公園内のごみ箱新設に係るごみ回収量の増による委託料の増額。

委員からは、雑入の残骨灰の売渡金については、故人に感謝の気持ちを持って大切に活用してほしいとの意見が出た。

次に、観光振興事業については、トイレ環境の構築を図る際、防犯面も考慮するようにとの意見が出た。

次に、都市公園等管理事業については、観光客の増加に起因する公園の整備であれば、入湯税を充てるようにとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第89号、件名、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本議案は、令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算における収益的収入を954万3,000円増額し、総額9,085万6,000円とし、収益的支出を967万7,000円増額し、総額1億1,048万8,000円とするもの。

収益的収入1款1項2目受託工事収益と収益的支出、2款1項3目受託工事費については、市道三船橋目ノ子迫無田線道路災害復旧工事に伴う管渠仮設工事との説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第90号、件名、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。

本議案は、令和7年度由布市水道事業会計予算における収益的収入を649万5,000円増額し、総額8億8,800万9,000円とし、収益的支出を678万4,000円増額し、総額8億6,677万1,000円とするもの。並びに、資本的収入を5,926万4,000円増額し、総額6億6,819万7,000円とし、資本的支出を6,238万6,000円増額し、総額9億7,778万1,000円とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、報告いたします。どうか慎重なる審議により、御賛同よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、決算特別委員長、佐藤孝昭君。

○決算特別委員長（佐藤 孝昭君） 決算特別委員会委員長、佐藤孝昭でございます。委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定をいたしましたので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

日時、令和7年9月12日、審査、まとめ。

場所、本庁舎、議場。

出席者は、記載のとおりでございます。

書記、議会事務局でございます。

審査結果。

認定第1号、令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

経過及び理由。

令和6年度一般会計における経常収支比率は、前年度比で0.4ポイント低下し96.2%で、財政力指数は、前年度比0.013ポイント上昇し0.423となっている。

歳入総額は247億3,096万8,000円で、前年度に比べ16億8,847万増加し、歳出総額は236億9,348万4,000円で、前年度に比べ15億3,396万4,000円の増加である。

予算現額の277億4,192万8,000円より支出済額と翌年度繰越額を除いた不用額は8億7,359万9,000円となり、前年度に比べ6,539万3,000円減少している。

国民健康保険特別会計は、歳入総額37億5,775万3,000円、歳出総額36億5,887万3,000円、実質収支額は9,888万円。保険税の収納率は83.1%で、前年度より1.3ポイント改善している。

介護保険特別会計は、歳入総額43億3,266万1,000円、歳出総額42億6,967万7,000円、実質収支額は6,298万4,000円。保険料の収納率は98.1%で、前年度より0.1ポイント改善している。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額1億1,688万9,000円、歳出総額1億1,472万3,000円、実質収支額は216万5,000円。なお、本会計は農業集落排水事業会計への移行に伴い、今回をもって廃止となります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額6億5,251万1,000円、歳出総額6億5,002万7,000円、実質収支額は248万5,000円。保険料全体の収納率は98.9%で、前年度より0.1ポイント低下しています。

以上、一般会計と4つの特別会計の歳入歳出決算の審査を、議長、議会選出監査委員を除く全

出席委員で行いました。各委員による質疑と関連質疑が行われ、委員会として全体を通して意見を付します。

1、不用額の縮減は以前より進んでいるものの、依然として不用額や繰越明許費の多い事業も見受けられます。今後の予算編成に当たっては、精度の高い積算を基に行うとともに、国・県の施策動向や各課との情報共有を十分に図り、より実効性のある予算編成に努めていただきたい。

2、各事業において調査や計画策定を行った際には、それらの成果を踏まえ、早期の事業化に向けて着実に取り組んでいただきたい。

3、昨年発生した台風10号による被害をはじめ、これまでの災害も含め、一部において復旧が遅れている状況が見受けられます。今後、こうした未復旧箇所を含め、自然災害に対する防災・減災の取組や迅速な災害復旧対策を進めていただきたい。

4、次期予算編成に際しては、決算特別委員会で出されました意見等に十分留意し、市財政の健全化と地域社会の活性化、市民福祉の向上に資する施策の推進に努めていただきたい。

以上の4点について意見を付します。

慎重に審査をした結果、賛成多数で原案認定すべきと決定しました。

審査の結果、原案認定すべきと決定。

認定第2号、令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。

経過及び理由。

給水状況については、給水人口は3万135人、普及率94.3%であります。また、年間総有収水量は395万7,040立米で、有収率は前年度比0.5ポイント上昇し72.2%であった。また、水道料金の収納率は83.2%で、前年度より1ポイント上昇しており、一般会計等の出納整理期間を想定した5月末日現在の収納率は99.5%で、前年度に比べ0.2ポイント改善している。

予算執行状況については、収益的収入の決算額は9億4,175万824円で、収益的支出の決算額は7億7,323万1,735円となっている。

営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は9,798万3,495円、経常利益は1億276万9,152円、当年度純利益は1億268万8,210円となっている。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金、そのほか未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処分利益剰余金は3億1,659万3,456円となっている。

また、施設の整備・拡充のための資本的収入及び支出については、収入において企業債や一般会計からの補助金が主なもので、決算額は7億4,099万8,600円となっています。支出において、請負工事費と実施設計委託料のほか、人件費、企業債の償還金が主なもので、決算額10億6,298万1,740円で、資本的収入額が資本的支出額に対して3億2,198万

3,140円の不足となっています。この不足額については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしています。

以上、水道事業会計の収支決算の審査を行い、委員会として全体を通して下記のとおり意見を付します。

安心・安全な水を安定的に供給するためにも、有収率の向上に継続して取り組み、業務の一層の効率化を図ることで、より効果的な成果を上げられるよう努めていただきたい。

慎重に審査をした結果、全員一致で原案認定すべきと決定。

審査の結果、原案認定すべきと決定。

以上、決算特別委員会審査報告をいたしました。御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより審議に入りますが、議案については、委員長報告に対する質疑について、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第3、認定第1号、令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4、認定第2号、令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。
ここで暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、日程第5、承認第6号、専決処分承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第76号、財産の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第77号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第78号、由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第79号、由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第80号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第81号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第82号、由布市営火葬場条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第83号、由布市公民館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第84号、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第85号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第86号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第87号、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第88号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第89号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第90号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第21、議案第91号及び日程第22、発議第6号を追加上程します。

提出者に提案理由及び詳細説明を求めます。

まず、議案第91号、工事請負契約の締結について。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました議案1件につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第91号、工事請負契約の締結については、挾間中学校屋内運動場大規模改造（建築主

体) 工事において、当初、豊國建設株式会社と消費税を含む1億3,688万1,096円で工事請負契約を締結いたしました。が、体育館の屋根裏部分に追加工事の必要が生じたことから、9月10日に変更仮契約を締結いたしました。

この変更仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で私からの説明を終わります。詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長(甲斐 裕一君) 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第91号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長(安部 正徳君) 教育次長です。議案第91号について詳細説明をいたします。

議案第91号、工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月24日提出、由布市長。

この挟間中学校屋内運動場大規模改造の建築主体工事につきましては、由布市学校施設長寿命化計画に位置づけられた、挟間中学校体育館の長寿命化を図るための工事となっております。

工事の発注に当たり、5月7日に要件設定型一般競争入札を行った結果、大分市城崎町1丁目3番28号、豊國建設株式会社が落札し、5月13日に消費税を含む1億3,688万1,096円で契約を締結しております。

1学期終了後から体育館内部の工事を進めておりましたが、8月7日に、天井カバーで覆われていた屋根裏部分の木毛セメント板の劣化が確認されました。今お示ししております議案の添付資料裏面に、変更の概要、体育館の天井屋根裏の現況写真をつけておりますけれども、このような状況になっております。

今回の挟間中学校体育館の大規模改造工事は、新しい体育館で卒業式を行えるよう、工期を令和8年2月13日までとして進めておりますが、この工期を変えることなく、施設性能の維持や施工性なども勘案しながら、この屋根裏部分の復旧方法について施工業者と協議した結果、木毛セメント板を撤去して、屋根裏全面への硬質ウレタンフォームの吹きつけがよりよい復旧方法だという判断に至ったことから、9月10日に、消費税を含む2,056万9,604円増額の変更仮契約を締結しました。

そして、この変更により本工事に係る請負金額が1億5,000万円以上となったことから、この追加工事に係る変更仮契約を本契約とするため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の裏面以降、先ほど申しました変更の概要、変更仮契約書、当初の契約書を添付しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくようお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 詳細説明が終わりました。

次に、発議第6号、由布市議会基本条例の一部改正について。議会基本条例調査検討特別委員長、佐藤孝昭君。

○議会基本条例調査検討特別委員長（佐藤 孝昭君） 発議第6号、由布市議会基本条例の一部改正について御説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年9月24日。

提出者は、由布市議会議員、佐藤孝昭。

賛成者は、記載のとおりでございます。

提案理由。

条例第25条に基づく検証を行った結果、条例の改正が必要との判断に至ったことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

議会に関する基本的事項を定めた本条例は、平成26年10月に制定をされ、本条例の理念の下、議会改革に取り組んでまいりました。令和3年から令和5年まで由布市議会活性化調査特別委員会にて検証。さらに、令和7年3月から由布市議会基本条例調査検討特別委員会を設置し、検証を行いました。改正が必要との判断に至ったことから、このたび条例改正をするものでございます。

改正内容につきましては、全員で共有をしておりますので、新旧対照表等で御確認ください。

社会情勢や多様な市民のニーズは、常に変化し続けてきます。今後も、議会として不断の検証を行っていくこととともに、さらなる議会改革や議員の取組が重要となってまいります。今回の改正により、議員各位がさらに研さんを積み重ね、由布市議会がより充実し、向上していくことと信じ、提案理由の説明といたします。どうか御可決賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、議案1件、発議1件の提案理由及び詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程され、議題となっております議案1件並びに発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議

とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、日程第21、議案第91号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） お聞きいたします。

入札を最初行っていると思うんですが、事前に入札のときに内部の確認調査ということはされなかったのかということところです。説明を読むと、剥いだので劣化しているところが分かりましたということなんですが、こういうものって、やはり長く使うために本来今この工事をやっていますので、剥いだことによって分かったとなると、今後こういうふうな工事が出てきたときに本末転倒な話になるのかなと思いますので、今回、どのような調査をして一番最初の入札をかけたのかということと、今回、こういうことを踏まえて事前にしっかりと調査をしていくのか、今後の対応のほうも教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） 教育次長です。お答えします。

今、議員おっしゃられましたけれども、確認の部分につきましては、どこの体育館も同じ木毛セメント板というのを設置しております。今回、挾間中学校と同じ時期に建てられたところが西庄内小学校の体育館なんですけれども、それは令和6年度、前年度に同じような大規模改造工事をしております。そこも含めて、ほかの学校も同じなんですけれども、そのセメント板の状況は特に問題はございません。こちらとしても、挾間中学校についても、そこについては全然問題ないだろうという、思い込みと言ったらあれなんですけれども、当初の段階は、そこで、木毛セメント板については劣化しているはずがないという多分認識でやってしまっております。

それはなぜかという、挾間中学校だけ天井カバー、あれがつけられていて、当初、中の状態が分かっていない、見えないということもありました。そういった他の学校の状態は特に問題ない、同じ年代に建てられたところも全然問題ないという認識があって、当初その調査というか、設計段階ではされていなかったというところがあります。

それにつきましては、本当にここは落ち度だったかなというふうには思っておりますので、今後そういったことがないように、同じような施設改修のときには気をつけながら、最初の設計等に当たっていきいたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 分かりました。

であれば、調査を今回されたというのは、市の職員の方々が調査をしたのか。なので、事前に

他の工事もやっていたので、こういうことであろうという想定で行ったのか。それと、今回、図面等を作るに当たって、コンサルさんが入ってこういうふうな積算単価、根拠を出したのか、そこをちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） お答えします。

これ、発覚したのは、今回、天井カバーを新しい体育館ではもう剥いでしまおうというような設計で当初からいました。だから、新しい体育館ではもう天井カバーがなくなるというような形になります。その剥ぐ工事をしていて、劣化が判明したような次第です。そこから復旧方法について、施工業者とどのような、復旧というか、工期、2月13日を変えることなく行うためにはどれが一番いいかということで、今回の施工方法を知ったというところです。

積算については、施工業者の見積りによるものであります。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません、私の質問の仕方が悪かったです。一番最初の入札するときの設計図書を作成したのは、市の職員さんですか、それともコンサルの方ですかということを知りたかったんですね。その設計図書のときに、剥がないとできないというのは最初から分かっていることだと思うんですね。なので、剥いたらどうなっているかということ、強震化、今後もし続けていくための工事なので、やはりそういうところを確認しておくべきだったと思います。であれば、他の工事、今回教育次長が答弁されていますけども、ほかの長寿命化をしていこうという工事になったときに、今現状がどうであるかということは、市の職員さんがするのか、それともコンサルの方々がするのかということを確認したかったんです。

コンサルの方が今回しているのであれば、ほかのところはこういうふうだったので、こうであろうという考えでやっていたというのであれば、それは仕事として由布市が発注していますので、仕事をしっかりやっていますかということ、3回目に聞こうかなと思っていたので、取りあえずそのところも、他の工事に対しても、これは今誰か答えていただけるのであれば、そういうことを聞きたいのですが。これは市の職員さんが設計図書を作っているのか、コンサルの方が作っている。コンサルの方が作っているのであれば、最初の確認が足りなかったんじゃないんですかということ、コンサルの方にしっかりとお伝えしているのかということをお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

まずは、建物とかをやる場合については、市の職員が一応確認をして、そして、コンサル等に

委託を出して調査をしてもらっているような次第になります。そして、調査のほうについては十分な調査を行いながらやっていくんですけども、やはりどこまで調査をしているかというのが1つ大きな課題になってくるとは思います。やはり確認できる部分については確認をしていって、不可視の、確認ができないような、天井を剥がないと悪いようなところの部分につきましては、やはり費用が大きくなるような場合については、現状のほかの劣化状態とかを確認しながら、大丈夫だろうか、大丈夫じゃないだろうかという確認をして、実際の工事のほうの設計をやるような形になりますので、不可視の場合については、やはりこのような変更が出てくるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） 先ほど、同時期に建てた分に関しては不具合がなかったということで、今回はそれはなかったというふうにおっしゃられましたけども、ということは、これはこっだけそういうのがあったということは、それに関して原因というのは究明したんでしょうか。それと、それに対しての、そうなったときに、ほかのところを何かこれから先対策をしなきゃいけないんだらうかと、そういうところまでやっているかどうかを確認したいと思います。

○議長（甲斐 裕一君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） 教育次長です。お答えします。

これの原因につきましては、やっぱり天井カバーで覆われていたので、ほかの体育館と比べて、熱とか、あと湿気が原因だったんじゃないかなというふうに考えております。

そして、あと、挟間中学校の場合、10年前に雨漏りでその屋根の修繕をしています。そのときのやっぱり湿気というか、雨も原因だったんじゃないかなというふうにはこちらとしては捉えております。

そして、ほかのところにつきましては、挟間中学校以外はちゃんと目視とかそういうことで確認できておりますので、危険性が疑われるような状況になればすぐ確認はできるので、今後ともそういうところには注意しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、発議第6号、由布市議会基本条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時44分休憩

.....

午前11時44分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

お諮りします。ただいま議員発議として発議1件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この2件を日程に追加し、議事日程第6号の追加として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、この2件は追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第7号

○議長（甲斐 裕一君） まず、追加日程第1、発議第7号の発議1件を一括上程します。

初めに、追加日程第1、発議第7号について、提出者に提案理由の説明を求めます。6番、田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） 発議第7号。産建常任委員長の田中廣幸です。産建に、請願、受

理番号6として提出された案件について協議した結果、採択するということで通りました。意見書の提出があったので、その第6号の内容として読み上げます。

森林法及び大分県地域計画に基づき違法伐採（無届伐採）および伐採後の森林土砂流出防止に関する意見書。

大分県内において、森林の無届伐採や、伐採後に十分な復旧措置が講じられないまま放置されている事例が多数確認されています。これらの行為は、森林法第10条等に違反する可能性があるだけでなく、土砂災害や河川の濁水、農地・生活環境への深刻な影響を及ぼしています。さらに、大分県が定める「大分県地域計画」においても、持続可能な土地利用と防災・減災の観点から、森林の適切な保全と管理は極めて重要な政策目標とされています。にもかかわらず、現行の制度運用では地域住民がこうした違法伐採や災害リスクを事前に把握・抑止する仕組みが不十分であり、制度的な改善が求められています。

については、地域住民の安全と自然環境の保全を図る観点から、以下の対応を早急に講じられるよう、強く要望いたします。

記。

1、森林法に基づく無届伐採の監視・指導体制の強化。

- ・伐採届の確認体制を強化し、無届伐採に対する現地確認と厳正な是正措置を講じること。
- ・無届伐採が確認された場合には、事後的な届出の受付ではなく、行政処分等の適用を徹底すること。

2、伐採後の森林復旧及び土砂流出対策の義務化と履行確認。

- ・伐採後の再造林、または緑化措置・排水処理・土留め等の災害防止措置を計画段階から義務づけ、履行状況の確認を行うこと。
- ・地元市町村と連携し、一定規模以上の伐採案件については、地域住民への説明会を義務づける要綱・指導指針を整備すること。

3、大分県地域計画における森林ゾーンの明確化と開発制限の強化。

- ・地域計画において、土砂災害警戒区域や中山間急傾斜地に立地する森林については、「開発制限区域」または「優先保全地域」として明確化すること。
- ・太陽光発電施設等による森林転用が災害リスクを高める場合、開発制限や事前協議の義務化を制度化すること。

4、地域住民の意見が反映される協議制度の構築。

- ・伐採や開発の計画段階から地域住民・地元自治体との協議機会を確保し、意見が計画に反映される仕組みを設けること。
- ・森林環境譲与税等の財源を活用し、監視体制や説明会実施体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、発議1件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第7号、森林法及び大分県地域計画に基づき違法伐採（無届伐採）および伐採後の森林土砂流出防止に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（甲斐 裕一君） 次に、追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありますので、これを許可します。市長。

○市長（相馬 尊重君） ただいま議長のお許しをいただきました。令和7年第3回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議長、副議長並びに議員各位におかれましては、本定例会に提出いたしました各議案につきまして、終始熱心に御審議をいただき、いずれも適切な御決定を賜りましたことに心より厚くお礼を申し上げます。

さて、本日をもちまして、この4年間の任期における全ての定例会が無事終了いたしました。振り返ってみますと、私が市長として重責を担わせていただいてから8年の月日が流れました。この間、議員の皆様、そして職員と一丸となり、市政発展のために全力で邁進してまいりました。特に、この4年間は、新型コロナウイルスという未曾有の国難への対応に始まり、豪雨、台風などの自然災害など、市民の皆様の生命と暮らしを守ることを最優先に、難しいかじ取りが続く毎日でした。

そのような中であっても、子育て支援策の拡充、地域経済の活性化、地域の持続的発展を目指したまちづくり協議会の拡充、きめ細やかな福祉施策の推進などを成し遂げることができたのは、ひとえに議員各位の深い御理解と力強い御支援のたまものであり、改めて衷心より感謝を申し上げます。

議員各位におかれましても、間もなく任期満了を迎えられ、それぞれが市民の信を問う厳しい戦いに挑まれることと存じます。市政の発展を願う志は同じと信じております。立場や主張の違いを超え、この由布市を愛するがゆえの論戦を交わしてこられました皆様に、改めて深く敬意を表する次第でございます。

皆様のこれまでの4年間の御苦勞に心から感謝を申し上げますとともに、来る選挙におきまして、お一人お一人がこれまでの実績と政策を正々堂々と訴えられ、輝かしい成果を収められますことを心より御期待申し上げます。そして、再びこの議場におきまして、皆様と共に由布市の未来を語り合えますことを切に願っているところです。

また、今期限りで御勇退なされます田中真理子議員、首藤善友議員におかれましては、市政への御尽力に対して改めて感謝を申し上げます。今後とも健康に御留意をされますとともに、市議会の議席を離れましても、任期中と変わることなく御指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、市民の皆様の市政に対する御理解と御協力に改めて感謝を申し上げますとともに、議員各位の今後のますますの御健勝と御活躍を心よりお祈り申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（甲斐 裕一君） では、私から皆様に一言御挨拶を申し上げます。

任期最後となります定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、今期限りで勇退されます議員の方におかれましては、これまで市政の発展及び円滑な議会運営に多大なる御尽力をなされましたことに厚くお礼を申し上げます。今後は健康に御留意され、地域の発展に寄与されますことを願っております。

私、令和5年11月に議長に就任いたしまして2年間、振り返りますと、ようやくコロナ禍が明けてつかの間、令和5年7月の集中豪雨、令和6年10月の台風10号による大水害に見舞われました。執行部はもとより、議会としても早急なる復旧に向け尽力してまいりましたが、市長をはじめ執行部の皆さんの御努力により、ようやく復旧間近といったところまでこぎ着けることができました、安堵しているところでございます。

さて、私ごとであります、議長不信任を2度にわたり提案されました。このことは、議会の円滑な運営を図る上でゆい難しことであり、議員の皆様にはもとより、市民の皆様に変な御不安と御心配をおかけいたしましたことを深く反省しているところであります。

このような議長の2年間でありましたが、心ある議員の皆さん、そして市長をはじめとする執行部の皆さんの御支援、御協力により、無事務めることができました。まだ1か月の任期はありますが、ここに改めて深甚なる感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

これで令和7年第3回由布市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員